

JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法を新設

株式会社日本格付研究所（JCR）は、サステナブルファイナンス評価における、「JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法」を新設しましたのでお知らせします。

JCR は これまで資金使途を環境改善効果や社会的便益、インパクト等の発現が期待されるプロジェクトに実行されるファイナンスに限定した預金に係るフレームワークに対して第三者意見を付与してきました。今回、これまでの実績を踏まえて別添のとおり評価手法を決定しました。今回の新設は評価手法を統一的に明示することを目的としたものであり、評価の考え方自体に変更はありません。また、これに伴う既存の個別評価の変更はありません。

（担当） 菊池 理恵子・佐藤 大介

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナブル預金フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナブル預金にかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナブル預金フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナブル預金フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナブル預金フレームワーク評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナブル預金フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナブル預金フレームワーク評価：サステナブル預金フレームワークに基づき組成される預金に調達される資金が JCR の定義するサステナブルファイナンスに充当されることならびに当該ファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に対して第三者意見を表明するものです。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付いたします。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法

I. サステナブル預金とは

本評価手法においてサステナブル預金とは、「調達した資金の用途をサステナブルファイナンスへの充当に限定した預金」を指す¹。また、「サステナブル預金を組成するための運用に係る原則を定めたフレームワーク」をサステナブル預金フレームワークと呼ぶ。本評価手法では、預金の資金用途の対象であるサステナブルファイナンスを、環境改善効果や社会的便益、インパクト等の発現が期待できるファイナンスとし、以下を想定している。

- ・グリーンファイナンス^{2,3}
- ・ソーシャルファイナンス
- ・サステナビリティファイナンス（グリーンファイナンス及びソーシャルファイナンス）
- ・トランジションファイナンス
- ・サステナビリティ・リンク・ファイナンス（SLF）
- ・ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）
- ・インパクトファイナンス⁴
- ・グリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対する投融資

¹ 「サステナブル預金」は JCR における呼称であって、評価対象の商品名はこれに限定されない。

² グリーンボンド、グリーンローン及びグリーンエクイティを総称してグリーンファイナンスと呼ぶ。以下に続くソーシャルファイナンス等の他の商品も同様とする。

³ グリーンファイナンス・フレームワークに対して外部機関から評価を得て実行されているボンド/ローンも含める。以下に続くソーシャルファイナンス等の他の商品に対しても同様とする。

⁴ 本稿において、金融機関の独自商品で外部機関から第三者意見を取得している商品を総称して「インパクトファイナンス」という。

II. 評価対象

サステナブル預金フレームワークで定める資金使途は、①外部評価又は第三者意見があるファイナンスと②外部評価又は第三者意見がないファイナンスの2種類が想定される（下図参照）。

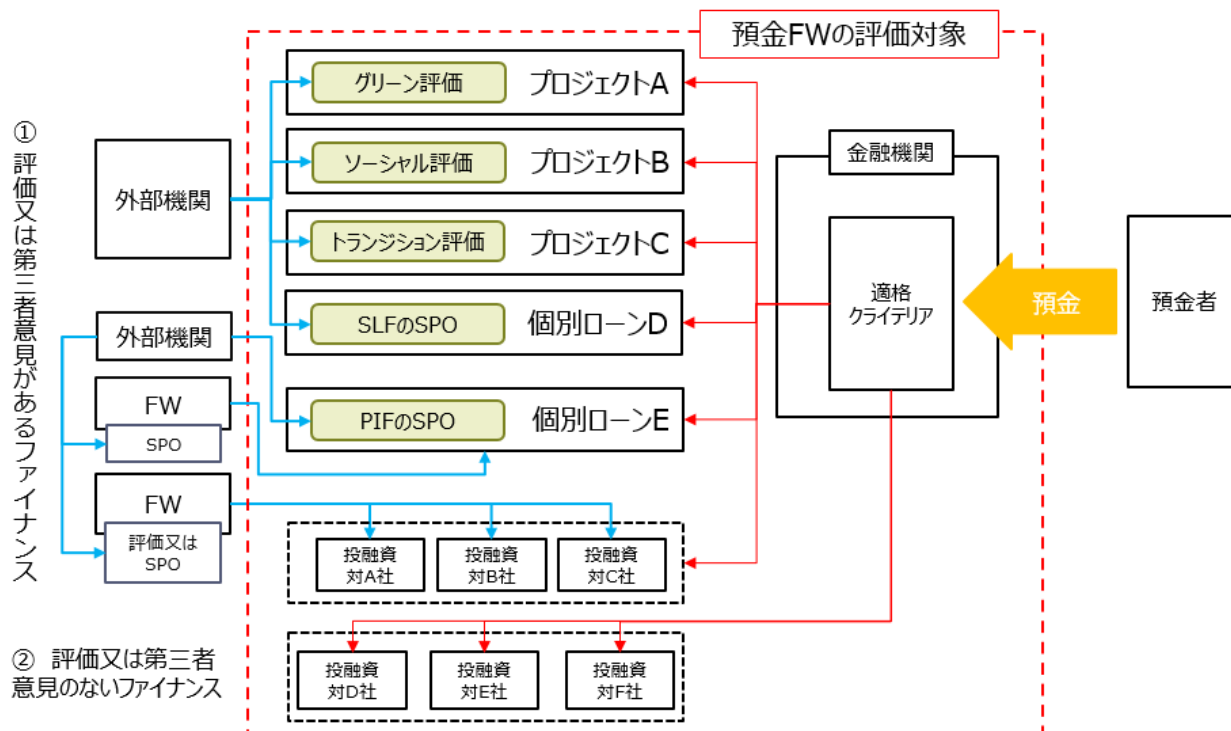


図1：JCR サステナブル預金フレームワーク評価手法における評価対象イメージ

外部評価又は第三者意見があるファイナンス（図1の①）とは、外部機関から国際原則又はガイドラインに係る外部評価又は第三者意見を取得したファイナンスを指し、具体的には、グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティファイナンス、トランジションファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、インパクトファイナンスが該当する。ここで、裏付けとなるファイナンス等が取得している外部評価又は第三者意見は、対象となる国際原則又はガイドラインに適合していることを要件とする。

外部評価又は第三者意見がないファイナンス（図1の②）とは、外部機関から国際原則又はガイドラインに係る外部評価又は第三者意見を取得していないファイナンスを指し、具体的には、グリーン性及び/又はソーシャル性を有するプロジェクトへの投融資を指す。ここで、当該投融資は、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則等で求められているグリーン性及び/又はソーシャル性を有することを要件とする。

Ⅲ. サステナブル預金フレームワークに求める建付け

サステナブル預金フレームワークの評価において、JCR は金融機関に対して、「調達資金の使途」、「ファイナンスの選定プロセス」、「調達資金の管理体制」及び「レポーティング」の 4 つの項目を含むフレームワークの策定を求める。

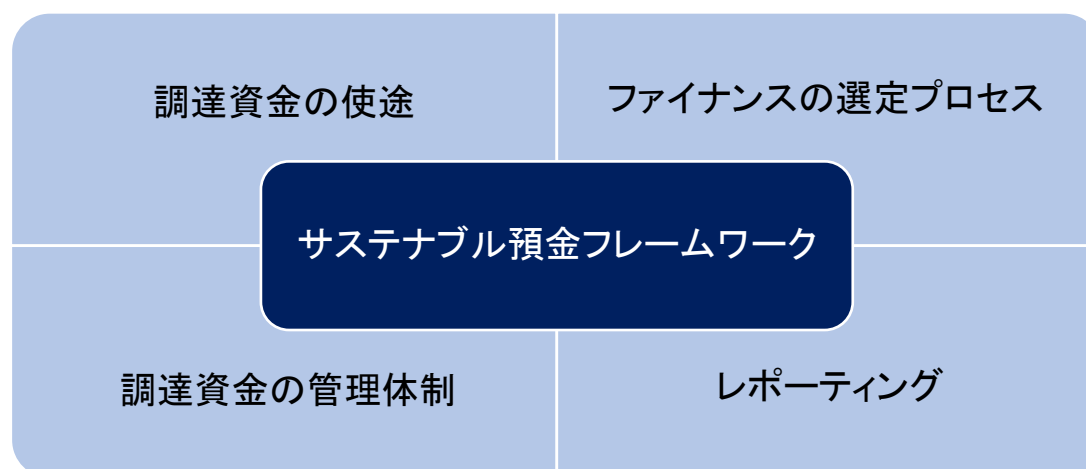


図 2：サステナブル預金フレームワークの建付け

「調達資金の使途」において、金融機関はサステナブル預金フレームワークにおける適格クライテリアを定める。金融機関は、適格クライテリアを満たすファイナンスによって発現が期待される環境改善効果や社会的便益、インパクト等について説明することが望ましい。また、当該ファイナンスによって発生する可能性があるネガティブな影響を特定し、それに対する適切な緩和策を予め想定して説明することが望ましい。

「ファイナンスの選定プロセス」について、金融機関は本預金を組成する際の金融機関内における意思決定プロセスを定める。資金使途の選定における承認者などが説明されることが望ましい。

「調達資金の管理体制」について、金融機関は本預金によって調達した資金の管理体制について定める。金融機関は本預金の預け入れ期間を通じてどのように管理を行うのかを説明することが望ましい。本管理について、預金で調達した全ての資金が適格クライテリアを満たすファイナンスに充当されていると言える管理方法であることが望ましい。

「レポーティング」について、金融機関は預金者に対して行う本預金のレポーティング実施体制を定める。金融機関は、本預金によって発現した環境改善効果や社会的便益、インパクト等について、想定される預金者層を考慮したレポーティングを行うことが望ましい。また、全ての預金がレポーティングの対象となるようにレポーティング実施体制を構築することが望ましい。

なお、JCR は、資金使途の如何を問わず、サステナブル預金フレームワークに対し、以下の条件及び体制を設けることを求めている。

- ・ 預金の預け入れ期間を通じて、適格クライテリアに基づいて選定されたファイナンスの残高が、預金によって調達した預金残高を上回っている状態が維持されることが金融機関によって担保されていること。
- ・ 金融機関は、本預金について中長期（原則 3 年以上）の預け入れ期間を設定していること、又は将来にわたって繰り返し本預金を組成する意思を持つこと。

IV. 評価の枠組み

(1) 預金の資金使途及び参照する国際原則・ガイドライン等

JCR サステナブル預金フレームワーク評価においては、預金の資金使途により参照する国際原則・ガイドライン等を使い分ける。具体的には、(i) 評価対象となるフレームワークにおける資金使途が図 1 の①のみの場合（外部機関から外部評価又は第三者意見を取得したファイナンスに限定）、(ii) 図 1 の②のみの場合（外部機関から外部評価又は第三者意見を取得していないファイナンスに限定）、(iii) 図 1 の①と②が複合している場合が想定される。(i) 及び (ii) に関しては表 1 に記載の国際原則・ガイドライン等を参照する。(iii) の場合は、(i) 及び (ii) の両方を参照し評価する。

表 1：本評価手法で参照する国際原則・ガイドライン等

外部評価又は第三者意見があるファイナンス	外部評価又は第三者意見がないファイナンス
・ インパクトファイナンスの基本的考え方 ⁵	・ グリーンボンド原則 ⁶ ・ グリーンボンドガイドライン ⁷ ・ ソーシャルボンド原則 ⁸ ・ ソーシャルボンドガイドライン ⁹

上表について、グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドライン、ソーシャルボンド原則、ソーシャルボンドガイドラインについて、いずれも預金商品を対象としたものではない。他方、預金商品による資金調達、債券発行による資金調達に相当するという JCR における整理に基づき、各原則及びガイドラインの考え方を参照して評価手法を策定している。

(2) 評価のテーマと評価項目

(i) の場合の評価のテーマ及び評価項目は下表のとおりである。

表 2：外部機関から外部評価又は第三者意見を取得しているファイナンスのみを資金使途とする場合の評価項目

評価のテーマ	評価項目
投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。	資金使途の対象となるファイナンスがサステナブルファイナンスのいずれかであること。
	「資金使途の対象となるファイナンスが取得している外部評価又は第三者意見を付与した外部機関について、サステナブル預金フレームワークを策定する金融機関と利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等がないこと」が定められていること。
	「預け入れられた資金の全額がポジティブなインパクトを生み出すファイナンスに充当されている」といえる状態が、預け入れ期間を通じて維持されていること。

⁵ 環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

⁶ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

⁷ 環境省「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁸ ICMA "Social Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

⁹ 金融庁「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

評価のテーマ	評価項目
インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。	資金使途の対象となるファイナンスに係る外部機関から付与された外部評価又は第三者意見について、サステナブル預金フレームワークを策定する金融機関によって主体的に評価する体制が構築されていること。
インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。	金融機関において、資金使途の対象となるファイナンスの発行体又は借入人により開示される情報を踏まえて、インパクトの評価を行う体制が構築されていること。
	金融機関において、本預金によって発現するインパクトのレポーティングについて、資金使途のファイナンス分類別に、カテゴリーやプロジェクト概要単位等で預金者に対してレポーティングを行う体制を構築していること。
中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。	金融機関は、本預金について中長期の預け入れ期間を設定していること、又は将来にわたって繰り返し預金を組成する意思を持つこと。
	預金の商品性が、預金者及び金融機関にとって適切なリスク・リターンを有すること。

(ii) の場合の評価のテーマ及び評価項目は下表のとおりである。

表 3：外部機関から評価又は第三者意見を取得していないファイナンスのみを資金使途とする場合の評価項目

評価のテーマ	評価項目
調達資金の使途	サステナブル預金フレームワークで定める適格クライテリアに基づく資金使途が、グリーンボンドガイドライン又はソーシャルボンドガイドラインの「調達資金の使途」で定める「べきである」事項の趣旨を満たすこと。
ファイナンスの選定プロセス	グリーンボンドガイドライン又はソーシャルボンドガイドラインの「プロジェクトの評価と選定のプロセス」で定める「べきである」事項の趣旨を満たす内容が定められていること。
調達資金の管理体制	グリーンボンドガイドライン又はソーシャルボンドガイドラインの「調達資金の管理」で定める「べきである」事項の趣旨を満たす内容が定められていること。
レポーティング	グリーンボンドガイドライン又はソーシャルボンドガイドラインの「レポーティング」で定める「べきである」事項の趣旨を満たす内容が定められていること。

V. 各評価項目の視点

1. 外部機関から評価又は第三者意見を取得しているファイナンスに関する視点

資金使途を外部機関から外部評価又は第三者意見を取得しているファイナンスにした場合、本投融資は資金使途のカテゴリーやプロジェクト概要が多岐にわたることが想定される。また、預金という商品の性質上、預金者には法人のみならず個人も含まれる可能性がある。そのため、本資金使途をフレームワークで定める金融機関は、預金者に対してレポーティングを行う際、カテゴリーやプロジェクト概要単位で資金使途となるファイナンスを分類し、その分類ごとに充当件数や充当金額、その他の指標を開示するなど、その透明性を高めることが望ましい。

2. 外部機関から評価又は第三者意見を取得していないファイナンスに関する視点

外部機関から外部評価又は第三者意見を取得していないファイナンスを預金で調達した資金の使途にする場合、金融機関は、その資金使途に期待される環境改善効果や社会的便益、インパクト等の検討に加えて、ネガティブな影響を与える可能性とその可能性に係る緩和策を検討する必要がある。本検討は、「JCR グリーンファイナンス評価手法」及び「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」で定めるネガティブな影響の回避策又は緩和策に準じる内容であることが望ましい。

VI. 前提と本評価の限界

JCR の提供するサステナブル預金フレームワーク評価は、金融機関が策定したサステナブル預金フレームワークで定める内容に従って組成される預金商品を通じて実現する環境改善効果や社会的便益、インパクト等が、適切に金融機関によって定量的・定性的に測定されていることを確認するものであり、将来にわたってその効果が継続することを保証するものではない。

評価対象となるサステナブル預金フレームワークに基づいて組成される預金によって発現することが期待される環境改善効果や社会的便益、インパクト等及び/又は環境、社会へのネガティブな影響は、内部の環境に専門的な知見を有する組織・人材が実施、又は、外部機関が算定した結果について、金融機関が開示している内容を基に評価を行うものであり、JCR が測定することはない。

VII. 定期的なレビュー

JCR は、未充当資金の状況のフォローアップが必要な場合や、予定されているレポーティングの内容やサステナブル預金フレームワークの運用状況等の確認が必要な場合、レビューを行うことがある。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR サステナブル預金フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナブル預金にかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナブル預金フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナブル預金フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナブル預金フレームワーク評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナブル預金フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル